

法定外公共物工事施工承認写真撮影要領

完成写真は工事の適切な施工を証明する資料であるため、その目的が判然と確認できるよう次の要領で撮影するものとする。

1．着工前・完成写真

起工起点及び終点が明確にわかるように明確にわかるように風景、構造物等を画面にいれ撮影する。

完成写真は、着工前写真と同じ位置で撮影し、着工前写真と完成後の状況を比較できるものとする。

2．工事中写真

施工状況が確認できるよう鮮明な写真とする。

なお、完成時には計測することができない部分は写真で出来形が確認できるように撮影すること。

【具体例】

サンドクッション（砂基礎及び砂防護）厚

埋め戻し厚（20 cm毎に転圧されている状況がわかるように撮影）

上層路盤厚

アスファルト・コンクリート舗装厚

道路擁壁出来形寸法

道路擁壁配筋状況

この要領は、令和3年4月1日から施行する。